

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（瓦礫等の発生量及び保管容量に関する変更）に係る面談
2. 日時：平成28年12月12日（月）9時25分～10時15分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
伊藤特殊施設審査官、小野係員  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー 担当3名

#### 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、平成28年12月6日の面談におけるコメントについて、資料に基づき説明があった。
  - 一時保管エリアAAにおいて約10.4mもの積み上げ高さで一時保管することについて
    - ✓ 除染後の極低線量（表面線量率： $\leq 0.0011\text{mSv/h}$ ）の金属を一時保管するため、容器は地盤改良したエリアにそのまま4段積みを行い、転倒落下防止のための容器の連結等を行わない。
  - 保管容量の充足性の考え方について
  - 一時保管と仮置きについて
    - ✓ 事故後、工事等により突発的に大量の廃棄物が発生したため、事故前と同様の保管ができないことから、応急措置として屋外等に線量率や種類に応じて一時保管を行っている。一方、工事等により使用した資機材のうち、再使用する可能性のあるものについては、仮置きを行っている。
- 原子力規制庁から、一時保管エリアAAにおいて積み上げ高さを約10.4mで一時保管することの安定性評価の実施の要否については内部で検討する旨伝達した。

#### 6. その他

資料：

- 瓦礫等一時保管エリアの新設・変更・廃止及びドラム缶等仮設保管設備の廃止について